1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道202号	福岡県福岡市博多区西月隈４丁目957番４から福岡県福岡市西区拾六町１丁目44番１まで

2　指定する期日　平成23年５月２日
3　通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。
平成23年３月10日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道202号	福岡県福岡市博多区西月隈４丁目957番４から福岡県福岡市西区拾六町１丁目44番１まで

2　指定する期日　平成23年５月２日

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１００１号
大阪府泉佐野市鶴原1787番地の１暢楽荘
債務者　中山　正彦
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目２番６号
債務者　浅野　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０４号
兵庫県西宮市名次町４番31―302号
債務者　横山　忠則
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０２９号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1895番地
債務者　齋藤　広英
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竪　十萌子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５１号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番20―101号
債務者　大濱　良美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷村　慎介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県明石市魚住町清水2362番地の15　サンパレス203号、旧住所神戸市須磨区中落合４丁目１番462―106号
債務者　タジマパールこと　田島　　昭
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２号
福岡県田川市宮尾町９番17号
債務者　白橋　　勉
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３７５８号
名古屋市東区筒井１丁目13番18号
債務者　髙橋芙美子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３号
名古屋市北区大曽根４丁目14番33号　グレースイナガキ401号
債務者　梅田　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９９号
大阪市旭区太子橋３丁目２番２―507号
債務者　北川　睦子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８号
大阪市此花区四貫島２丁目19番６号　アーバンコート401
債務者　谷川　直美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目14番14号
債務者　花篤　健二
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９号
京都市左京区田中西高原町25―８　三国幸子方、住民票上の住所京都市左京区一乗寺梅ノ木町56番地３
債務者　鈴木　政幸
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係